



会規第12条様式  
年 月 日

会員番号  
氏 名 殿

特定非営利活動法人バー・アスティエ協会  
理事長 坂東祐子

## 戒 告 書

当会は、貴殿に対して、当会会員規程第12条に基づき、下記のとおり戒告を申し上げます。

### 記

当協会の正会員としての今年度の年会費¥6,000(平成23年10月～平成24年9月まで)のご請求を平成24年1月末日までの振込み期限としてご請求差し上げましたが、本日現在ご入金の確認が出来ておりません。

その後もご請求のお知らせをメールおよび書面にてお送りしておりましたが、貴殿よりこれに対するご回答も頂いてございません。

速やかに今年度分の年会費を下記の口座にお振り込みいただけますようお願い申し上げます。

お振込み先：みずほ銀行 鎌倉支店（普通）1082572  
トクヒ）バー・アスティエキョウカイ

また、当協会からの「退会」の意思のある場合は、次の処分となる前に、「退会届」をご提出いただきますよう合わせてご通告申し上げます。

\*年会費の納付義務を減免するものではありません。年会費は必ず納付ください。

なお、本書面の送達後10日以内に、当協会に対して退会届のご提出等のご連絡をいただけない場合、当会会員規程第13条に基づき、除名手続を執行することを申し添えます。

以 上